

令和元年第3回さくら市議会 定例会提案理由説明書

説 明 書 目 次

番号	項 目 名	ページ
1	専決処分の承認を求めることについて	P 1
2	さくら市市民活動支援センター条例の制定について	P 2
3	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	P 2
4	さくら市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	P 3
5	さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	P 3
6	さくら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	P 3
7	さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部改正について	P 4
8	さくら市氏家地区農産物直売所条例の一部改正について	P 4
9	さくら市水道事業給水条例の一部改正について	P 4
10	令和元年度さくら市一般会計補正予算（第 7 号）	P 5
11	令和元年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	P 6
12	令和元年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	P 6
13	令和元年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	P 7
14	令和元年度さくら市水道事業会計補正予算（第 1 号）	P 8
15	令和元年度さくら市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	P 8
16	財産の処分について	P 9
17	権利の放棄について	P 9
18	指定管理者の指定について	P 10

番号	項 目 名	ページ
19	栃木県市町村総合事務組合規約の変更について	P 10
20	議案説明資料 参照法令等	P 12
21	さくら市市民活動支援センター条例案要綱	P 15
22	さくら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 22
23	さくら市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 25
24	さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 26
25	さくら市氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 27
26	さくら市下水道条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 28
27	さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 29
28	さくら市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 30
29	さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 31
30	さくら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 32
31	さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 33
32	さくら市氏家地区農産物直売所条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 34
33	さくら市水道事業給水条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 39
34	栃木県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約案新旧対照条文	P 40

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、承認 1 件、条例 8 件、予算 6 件及びその他の議案等 4 件であります。

議案第 1 号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をした事件について、同条第 3 項の規定により議会にこれを報告し、承認を求めるものであります。

その概要について御説明申し上げます。

専決処分第 2 号は、令和元年度さくら市一般会計補正予算（第 6 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 1,615 万円を追加し、予算の総額を 185 億 9,719 万 3 千円といたしました。

歳入では、19 款繰越金で、1,615 万円を追加し、計上いたしました。

歳出では、6 款農林水産業費で、畜産振興事務費 1,615 万円

を追加し、計上いたしました。

議案第 2 号は、さくら市市民活動支援センター条例の制定についてであります。

本案は、市民による社会貢献活動を支援することにより、市民との協働によるまちづくりを推進することを目的とし、さくら市市民活動支援センターを設置するために必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第 3 号は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

本案は、関係する法律のうち一般職の職員の給与に関する法律、児童福祉法等の改正に伴い、改正を要することとなった条例を一括して改正する整理条例を制定するものであります。

議案第 4 号は、固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてであります。

本案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の題名の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 5 号は、さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、空家等対策審議会委員に関する報酬を規定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 6 号は、さくら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、償還金の支払い猶予の規定等が新たに創設されたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第 7 号は、さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令の施行に伴い、放課後児童支援員の資格要件として専門職大学の前期課程を修了した者を加えるため、所要の改正を行うものであります。

議案第 8 号は、さくら市氏家地区農産物直売所条例の一部改正についてであります。

本案は、さくら市氏家地区農産物直売所の利用について、現行では市長が認めた農産物直売組合による占有利用のみを規定しているところ、市の直営、占有利用及び指定管理者への委託による運営ができるよう、所要の改正を行うものであります。

議案第 9 号は、さくら市水道事業給水条例の一部改正についてであります。

本案は、水道法施行令の一部改正に伴い、引用条項の条ずれを

改めるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 10 号は、令和元年度さくら市一般会計補正予算（第 7 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 7,310 万 5 千円を追加し、予算の総額を 186 億 7,029 万 8 千円とするものであります。

歳入の主なものは、9 款地方特例交付金で、子ども・子育て支援臨時交付金 1 億 335 万 1 千円、10 款地方交付税で、普通交付税 3 億 220 万 2 千円を追加、18 款繰入金で、減債基金繰入金 2 億 802 万 4 千円、公共施設等整備基金繰入金 1 億 1,650 万円を減額し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものは、3 款民生費で、生活保護事務費 9,292 万 3 千円、6 款農林水産業費で、氏家地区農産物直売所運営事業費 246 万 8 千円を追加、10 款教育費で、幼稚園就園奨励補助事業費 4,221 万 8 千円を減額、学校給食調理場建設事業費 481 万 8 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。また、職員の人事異動等の調整に伴う人件費を、該当科目にそれぞれ計上いたしました。

第 2 表債務負担行為の補正は、議会だより印刷製本費ほか 8 件を追加するものであります。

第 3 表地方債の補正は、臨時財政対策債の限度額を変更するものであります。

議案第 11 号は、令和元年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 1,812 万 7 千円を追加し、予算の総額を 43 億 6,351 万 7 千円とするものであります。

歳入では、9 款繰越金で、前年度繰越金 1,812 万 7 千円を追加し、計上いたしました。

歳出の主なものは、9 款諸支出金で、一般被保険者保険税還付金 102 万 7 千円、県保険給付費等交付金返還金 1,702 万 5 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

議案第 12 号は、令和元年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 4,252 万 8 千円を追加し、予算の総額を 4 億 6,610 万 8 千円とするものであります。

歳入の主なものは、1 款後期高齢者医療保険料で、特別徴収保険料 1,097 万 3 千円、普通徴収保険料 2,844 万 6 千円、4 款繰越金で、前年度繰越金 270 万 9 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものは、2 款後期高齢者医療広域連合納付金で、後期高齢者医療広域連合納付金 3,941 万 9 千円、4 款諸支出金で、他会計繰出金 270 万 9 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

議案第 13 号は、令和元年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 4,676 万 9 千円を追加し、予算の総額を 32 億 6,343 万円とするものであります。

歳入では、8 款繰入金で、職員給与等繰入金 461 万円、事務費繰入金 280 万円、9 款繰越金で、前年度繰越金 3,935 万 9 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出では、1 款総務費で、職員人件費 461 万円、認定調査事業費 280 万円、6 款諸支出金で、介護給付費等返還金 3,935 万 9 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

議案第 14 号は、令和元年度さくら市水道事業会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、予算第 2 条資本的収入及び支出の支出、第 1 款資本的支出で、既決予定額に 3,379 万 4 千円を追加し、総額 9 億 5,966 万 8 千円とするものであります。

予算第 3 条債務負担行為は、次亜塩素酸ナトリウム購入ほか 1 件を追加するものであります。

議案第 15 号は、令和元年度さくら市下水道事業会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算は、予算第 2 条収益的収入及び支出の支出、第 1 款下水道事業費用で、既決予定額に 458 万 3 千円を追加し、総額を 10 億 1,682 万 2 千円とするものであります。

また、予算第 3 条資本的収入及び支出の支出、第 1 款資本的支出で、既決予定額に 1 万 8 千円を追加し、総額 10 億 4,375 万 2 千円とするものであります。

予算第 4 条債務負担行為は、汚水柵設置等業務委託を追加するものであります。

議案第 16 号は、財産の処分についてであります。

本案は、塩野谷農業協同組合喜連川菌床センターとして利用しております旧上江川中学校跡地につきまして、売払い面積 12149.81 平方メートル、処分価格 37,600,000 円にて当該地を処分するにあたり、さくら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 17 号は、権利の放棄についてであります。

本案は、市営住宅使用料滞納者が破産法第 253 条第 1 項に基

づく免責決定を受けたことから、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 18 号は、さくら市図書館に係る指定管理者の指定についてであります。

本案は、さくら市氏家図書館及びさくら市喜連川図書館の指定管理者として大高商事・図書館流通センター共同事業体を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 19 号は、栃木県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。

本案は、令和 2 年 4 月 1 日から小山市及び小山広域保健衛生組合が栃木県市町村総合事務組合が共同処理する事務に加入することになったことに伴い、栃木県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 290 条の規定により、議案を提出するものです。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3)～(7) 略

(8) 前 2 号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) 略

(10) 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

(11)～(14) 略

(15) その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

2 略

〔長の専決処分〕

第 179 条 普通地方公共団体の議会在り成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 略

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

(組織、事務及び規約の変更)

第 286 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体(以下この節において「構成団体」という。)の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第 287 条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 略

(議会の議決を要する協議)

第 290 条 第 284 条第 2 項、第 286 条(第 286 条の 2 第 2 項の規定によりその例によることとされる場合(同項の規定による規約の変更が第 287 条第 1 項第 2 号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。))を含む。))及び前 2 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

◎ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)(抄)

(免責許可の決定の効力等)

第 253 条 免責許可の決定が確定したときは、破産者は、破産手続による配当を除き、破産債権について、その責任を免れる。ただし、次に掲げる請求権については、この限りでない。

- (1) 租税等の請求権(共助対象外国租税の請求権を除く。)
- (2) 破産者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権
- (3) 破産者が故意又は重大な過失により加えた人の生命又は身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求権(前号に掲げる請求権を除く。)
- (4) 次に掲げる義務に係る請求権
 - イ 民法第 752 条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務
 - ロ 民法第 760 条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務
 - ハ 民法第 766 条(同法第 749 条、第 771 条及び第 788 条において準用する場合を含む。)の規定による子の監護に関する義務
 - ニ 民法第 877 条から第 880 条までの規定による扶養の義務
 - ホ イからニまでに掲げる義務に類する義務であつて、契約に基づくもの
- (5) 雇用関係に基づいて生じた使用人の請求権及び使用人の預り金の返還請求

権

(6) 破産者が知りながら債権者名簿に記載しなかった請求権（当該破産者について破産手続開始の決定があったことを知っていた者の有する請求権を除く。）

(7) 罰金等の請求権

2～4 略

□ さくら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第55号）（抄）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は財産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

さくら市市民活動支援センター条例案要綱

第1 条例案の目的（第1条関係）

この条例は、市民による自主的な営利を目的としない社会貢献活動を支援することにより、市民との協働によるまちづくりを推進し、もって活力ある地域社会の実現に寄与するため、さくら市市民活動支援センターを設置することを目的とする。

第2 条例案の内容

1 設置（第2条関係）

センターの位置は、さくら市氏家1857番地とすることを定める

2 事業（第3条関係）

センターは、次に掲げる事業を行うことを定める。

- (1) センターの施設及び附属設備の利用に関すること。
- (2) 市民活動に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 市民活動に関する相談及び支援に関すること。
- (4) 市民活動を行う者及び関係団体との交流並びに協働の推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げる事業のほか、本条例の目的を達成するために必要な事業

3 職員（第4条関係）

市長は、センターにセンター長その他必要な職員を置くことを定める。

4 利用の許可（第5条関係）

施設等のうち別表に掲げるものを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないことを定める。

- (1) 市長は、利用許可をする場合は、施設等の管理上必要な条件を付することができる。
- (2) 前述の規定は、利用許可に係る事項の変更について準用する。

5 利用の制限（第6条関係）

市長は、利用許可を受けようとする者の当該利用の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可をしないことを

定める。

- (1) センターの設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設等を汚損し、毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が施設等の管理上支障があると認めるとき。

6 利用権の譲渡等の禁止（第7条関係）

利用許可を受けた者は、施設等を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならないことを定める。

7 特別の設備の制限（第8条関係）

利用者は、当該利用の際に特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないことを定める。

8 利用許可の取消し等（第9条関係）

- (1) 市長は、利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用許可に係る条件を変更し若しくは当該利用許可を取り消し、又はその利用を制限し、停止し、若しくは施設等から退去するよう命ずることができることを定める。

ア この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

イ 第7条及び前条の規定に反したことが判明したとき。

ウ 偽りその他不正の手段により利用許可を受けたことが判明したとき。

エ 使用料を納期限までに納付しないとき。

オ 条件又は職員の指示に従わないとき。

カ 市長が施設等の管理上必要であると認めるとき。

- (2) 前項に規定する処分により当該利用者に損害が生じた場合においても、市は、その責めを負わないことを定める。

9 使用料（第10条関係）

- (1) 施設等のうち別表に掲げるものの利用者は、同表に掲げる施設等の区分に応じて使用料を納付しなければならないことを定める。
- (2) 前項の場合において、利用者が次の各号のいずれにも該当しない場合は、当該利用者が納付すべき使用料の額は、前項の使用料の額に2分の3を乗じて得た額とすることを定める。

ア 市内に住所を有する者（市内に住所を有する者が主宰する団体を含む。）

イ 次条第1号の規定により市長が認める者

10 使用料の減免（第11条関係）

市長は、前条の規定にかかわらず、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用料の一部を減額し、又は免除することができることを定める。

- (1) 主に市内で市民活動を行う個人又は団体であると市長が認めるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特別の事由があると認めるとき。

11 使用料の不還付（第12条関係）

既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長は、当該使用料の納付に係る施設等の利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができることを定める。

- (1) 施設等の管理上特に必要があるため、市長が利用許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設等を利用することができないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が使用料を還付することについて特別の理由があると認めるとき。

12 原状回復の義務（第13条関係）

- (1) 利用者は、施設等の利用を終えたときは、遅滞なく当該施設等を原状に回復しなければならない。また当該利用の停止又は利用許可の取消しの処分を受けたときも、同様とすることを定める。

- (2) 利用者が前項の規定による回復をしないときは、市長においてこれを行う。この場合において、当該回復に要した費用は、当該利用者の負担とすることを定める。

13 損害賠償の義務（第14条関係）

利用者は、故意又は過失により、施設等を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならないが、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでないこ

とを定める。

14 運営委員会（第15条関係）

(1) 市は、さくら市市民活動支援センター運営委員会を置くことを定める。

(2) 運営委員会は、次に掲げる事務を所掌することを定める。

ア センターを円滑に運営するために要する基本的な事項を調査又は審議する。

イ 第3条各号に規定する事業の企画について調査又は審議すること。

ウ 前2号に掲げる事務のほか、市民活動の支援又は推進に関すること。

(3) 運営委員会は、委員10人以内で組織することを定める。

(4) 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱することを定める。

ア 市内に住所を有する者

イ ボランティア団体、NPO団体等の関係者

ウ センターを利用する者

エ 学識経験者

オ 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(5) 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることを定める。

(6) 運営委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定めることを定める。

(7) 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表することを定める。

(8) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理することを定める。

(9) 運営委員会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集することを定める

(10) 会長は、会議の議長となることを定める。

(11) 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができないことを定める。

(12) 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることを定める。

- (13) 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができることを定める。
- (14) 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とすることを定める。
- (15) 前各項に規定するもののほか、運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めることを定める。

15 指定管理者による管理（第16条関係）

- (1) センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に行わせることができることを定める。
- (2) センターの管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者の指定の手續については、さくら市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年さくら市条例第181号）及びさくら市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年さくら市規則第158号）の定めるところによることを定める。

16 指定管理者が行う管理の基準（第17条関係）

指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、センターの管理を適法かつ公正に行わなければならないことを定める。

17 指定管理者の業務（第18条関係）

- (1) センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとすることを定める。

ア 第3条各号に規定する事業に関すること。

イ 利用許可、第6条に規定する利用の制限及び第9条第1項に規定する処分に関すること。

ウ 施設等の維持及び管理に関すること。

エ 前3号に掲げる業務のほか、市が必要と認める業務

- (2) 第4条から第6条まで、第8条、第9条第1項及び第11条から第14条までの規定は、指定管理者の指定をした場合について準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとすることを定める。

18 利用料金（第19条関係）

- (1) 指定管理者は、市が適当と認めるときは、第10条第1項及び第2項に規定する使用料の額の範囲内で利用料金を定め、これを自己の収入とすることができることを定める。
- (2) 指定管理者は、前項の利用料金を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ市の承認を受けなければならないことを定める。
- (3) 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、速やかに当該利用料金を公表しなければならない。この場合において、第9条第1項第4号及び第10条から第12条までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとすることを定める。

19 委任（第20条関係）

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることを定める。

第3 附 則

1 施行期日（附則第1項関係）

令和2年4月1日から施行する。

2 さくら市商業集積活性化施設条例の一部改正（附則第2項関係）

さくら市eプラザ壱番館が、さくら市市民活動支援センターに用途変更するため、さくら市商業集積活性化施設条例の中の「さくら市eプラザ壱番館」の明記部を削除するため、さくら市商業集積活性化施設条例の一部を改正する。

別表（第5条、第10条関係）

施設等の区分	使用料の額
会議室	9時～13時 1,000円 13時～17時 2,000円 17時～21時 2,000円
小会議室	9時～13時 500円 13時～17時 1,000円 17時～21時 1,000円
ロッカー	1箇月当たり100円
印刷機	1枚から100枚まで 100円 101枚以降 200枚当たり100円（当該枚数が200枚に満たない場合にあっては、100円）
複写機	単色（黒）刷り 1枚当たり10円 単色（黒以外）刷り又は多色刷り 1枚当たり50円

備考 印刷機の利用者は、当該印刷機に使用する用紙を持参しなければならない。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係
 条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分)は改正部分

○さくら市職員の給与に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 50 号) (第 1 条関係) (1/3)

改 正 案	現 行
(期末手当) 第 17 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日 (以下この条から第 17 条の 3 までにおいてこれらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日 (次条及び第 17 条の 3 第 1 項においてこれらの日を「支給日」という。) に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し 、又は死亡した職員 (第 18 条第 7 項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。) についても同様とする。 2・3 略 4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在) において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。 5・6 略 第 17 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当 (第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当) は、支給しない。 (1) 略 (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員 (3)・(4) 略 (勤勉手当) 第 17 条の 4 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日 (以下この条においてこれらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価 (地方公務員法第 6 条第 1 項に規定する人事評価をいう。) の結果及び基準日以	(期末手当) 第 17 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日 (以下この条から第 17 条の 3 までにおいてこれらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日 (次条及び第 17 条の 3 第 1 項においてこれらの日を「支給日」という。) に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員 (第 18 条第 7 項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。) についても同様とする。 2・3 略 4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在 (退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在) において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。 5・6 略 第 17 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当 (第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当) は、支給しない。 (1) 略 (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員 (同法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。) (3)・(4) 略 (勤勉手当) 第 17 条の 4 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日 (以下この条においてこれらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価 (地方公務員法第 6 条第 1 項に規定する人事評価をいう。) の結果及び基準日以

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係
 条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の給与に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 50 号) (第 1 条関係) (2/3)

改 正 案	現 行
前 6 箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、 それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し_____ _____、又は死亡した職員 (市規則で定める職員を除く。)についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し_____、又は死亡した職員にあっては、退職し_____、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に 100 分の 92.5 (特定幹部職員にあっては、100 分の 112.5) を乗じて得た額の総額 (2) 略 3～5 略 (休職者の給与) 第 18 条 略 2～4 略 5 職員が地方公務員法第 27 条第 2 項の _____ 条例で定める場合のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、条例で定めるところにより、<u>これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給することができる。</u> 6 地方公務員法第 28 条第 2 項の規定により休職にされた職員には、<u>前各項</u>に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。 7 第 2 項、第 3 項又は第 5 項に規定する職員が、<u>これらの規定に規定する期間内で第 17 条第 1 項に規定す</u>	前 6 箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、 それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員 (市規則で定める職員を除く。)についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に 100 分の 92.5 (特定幹部職員にあっては、100 分の 112.5) を乗じて得た額の総額 (2) 略 3～5 略 (休職者の給与) 第 18 条 略 2～4 略 5 職員が地方公務員法第 27 条第 2 項に基づく<u>条例で</u>定める場合のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、条例で定めるところに従い<u>これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給することができる。</u> 6 地方公務員法第 28 条第 2 項の規定により休職にされた職員には、<u>前 5 項</u>に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。 7 第 2 項、第 3 項又は第 5 項に規定する職員が、<u>当該各項に _____ 規定する期間内で第 17 条第 1 項に規定す</u>

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係
 条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の給与に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 50 号) (第 1 条関係) (3/3)

改 正 案	現 行
る基準日前 1 箇月以内に退職し_____ _____, 又は死亡したときは、同項の規定により市規則で定める日に、<u>それぞれ第 2 項、第 3 項又は第 5 項の規定の例</u>による額の期末手当を支給することができる。ただし、市規則で定める職員については、この限りでない。 8 略	る基準日前 1 箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し</u>、又は死亡したときは、同項の規定により市規則で定める日に、<u>当該各項の</u> _____ 例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市規則で定める職員については、この限りでない。 8 略

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係
 条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の旅費に関する条例 (平成 20 年さくら市条例第 12 号) (第 2 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
(旅費の支給)	(旅費の支給)
第 3 条 略	第 3 条 略
2 略	2 略
(1)～(5) 略	(1)～(5) 略
3 職員が前項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合において、地方公務員法第 28 条第 4 項又は第 29 条第 1 項の規定により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。	3 職員が前項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合において、地方公務員法第 28 条第 4 項又は第 29 条第 1 項の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。
4 略	4 略
5 第 1 項、第 2 項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む_____。）が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「命令等」という。）を変更（取消しを含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。	5 第 1 項、第 2 項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行につき 旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「命令等」という。）を変更（取消しを含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。
6 第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、旅行中交通機関等の事故又は天災その他市長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。	6 第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により旅費の支給を受けることができる者_____が、旅行中交通機関等の事故又は天災その他市長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係
 条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例(平成26年さくら市条例第22号)(第3条関係)(1/1)

改 正 案	現 行
(職員) 第19条 略 2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 略 (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者 3 略	(職員) 第19条 略 2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 略 (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者 3 略

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係
 条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業施行に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 151
 号）（第 4 条関係） (1/1)

改 正 案	現 行
(学識経験委員の補充及び解任) 第 17 条 略 2 学識経験を有する者のうちから選任された委員が 法第 63 条第 4 項第 2 号_____に該当する者になっ ったときは、施行者はこれを解任して他の者を委員 として選任しなければならない。 3 略	(学識経験委員の補充及び解任) 第 17 条 略 2 学識経験を有する者のうちから選任された委員が 法第 63 条第 4 項第 2 号又は第 3 号に該当する者にな ったときは、施行者はこれを解任して他の者を委員 として選任しなければならない。 3 略

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係
 条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市下水道条例（平成 17 年さくら市条例第 161 号）（第 5 条関係） (1/1)

改 正 案	現 行
(指定工事店の指定) 第 7 条 略 2 <u>管理者は、次条の規定による指定の申請をした者が</u> <u>次の各号のいずれにも適合していると認めるとき</u> <u>は、前項の規定による指定を行う。</u> (1)～(3) 略 (4) 次の _____ <u>いずれにも該当しない者で</u> <u>あること。</u> ア <u>心身の故障により排水設備等の工事の事業を</u> <u>適正に行うことができない者として企業管理規</u> <u>程で定めるもの</u> イ <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u> ウ <u>法に違反して、刑に処せられ、その執行を終</u> <u>わり、又は執行を受けることがなくなった日又</u> <u>は第 48 条若しくは第 49 条の規定により過料の</u> <u>処分を受けた日から 2 年を経過しない者</u> エ <u>第 14 条の規定により指定を取り消され、その</u> <u>取消しの日から 2 年を経過しない者</u> オ _____ <u>その業務に関し不正又は不誠実な</u> <u>行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当</u> <u>の理由がある者</u> カ <u>法人であって、その役員のうちにアからオま</u> <u>でのいずれかに該当する者があるもの</u> 3 <u>指定工事店のうち法人である者が前項第 4 号エの規</u> <u>定に該当する場合は、当該法人の</u> <u>_____ 代表者は、同号エに規定する期間中個</u> <u>人として</u> <u>又は法人の代表者として前項の _____ 指</u> <u>定を受けることはできない。</u>	(指定工事店の指定) 第 7 条 略 2 <u>前項の指定工事店は、次に掲げる要件に適合してい</u> <u>る工事業者とし、管理者は、これを指定工事店とし</u> <u>て指定するものとする。</u> (1)～(3) 略 (4) 次のアからオまでの<u>いずれにも該当しない _____</u> <u>_____ こと。</u> ア <u>工事業者（法人にあつては代表者）が成年後</u> <u>見人若しくは被保佐人又は破産者で復権してい</u> <u>ない者</u> イ <u>工事業者（法人にあつては代表者）が責任技</u> <u>術者として法により懲役、罰金の処分又は第 48</u> <u>条により過料の処分を受けてから 2 年を経過し</u> <u>ていない場合</u> ウ <u>指定工事店が指定取消してから 2 年を経過して</u> <u>いない場合</u> エ <u>工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な</u> <u>行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当</u> <u>の理由がある場合</u> オ <u>法人にあつて、その役員のうちにアからエま</u> <u>でのいずれかに該当する者がいる場合</u> 3 _____ <u>前項第 4 号ウの規</u> <u>定に該当する場合で、当該指定工事店が法人である</u> <u>ときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内にお</u> <u>いて、個人又は法人の代表者として指定工事店の指</u> <u>定を受けることはできない。</u>

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係
 条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 170 号）（第 6 条関係）
 (1/1)

改 正 案	現 行
(欠格条項) 第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 _____ (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行の終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 略 (3) 略	(欠格条項) 第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u> (2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行の終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (3) 略 (4) 略

改 正 案	現 行
(書面審理) 第6条 略 2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u> (平成14年法律第151号 _____) 第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 3～5 略 (手数料の額等) 第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料(以下この条及び次条において「手数料」という。)の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法 前号に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によってする場合は、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円	(書面審理) 第6条 略 2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>(平成14年法律第151号。第10条第2号において「<u>情報通信技術利用法</u>」という。)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 3～5 略 (手数料の額等) 第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料(以下この条及び次条において「手数料」という。)の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を<u>情報通信技術利用法</u> _____ 第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法 前号に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によってする場合は、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円

さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 44 号）

(1/1)

改 正 案			現 行		
別表（第 2 条、第 4 条関係）			別表（第 2 条、第 4 条関係）		
区分	報酬の額	略	区分	報酬の額	略
略	略	略	略	略	略
砂利採取監視員	略		砂利採取監視員	略	
空家等 対策審 議会委 員	弁護士 日額 15,000 円		略	略	
	その他 日額 7,300 円				
略	略				

さくら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 106 号）

(1/1)

改 正 案	現 行
(災害援護資金の限度額等) 第 13 条 略 2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間は そのうち 3 年（<u>令第 7 条第 2 項括弧書きの場合は、5</u> 年）とする。 (償還等) 第 15 条 略 2 略 3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及</u> <u>び違約金</u>については、<u>法第 13 条、第 14 条第 1 項及</u> <u>び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条</u>の規 定によるものとする。 附 則 1 略 (経過措置) 2 略 3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及 び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号。以下 「平成 23 年特別法」という。）第 2 条第 1 項に規定 する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東 日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助 成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関 する政令（平成 23 年政令第 131 号。以下「平成 23 年特別令」という。）第 14 条第 1 項に定めるものに 対する災害援護資金の貸付けに係る第 13 条第 2 項 _____の適用については、第 13 条第 2 項中「10 年」とあるのは「13 年」と、「3 年」とあるのは「6 年」と、「5 年」とあるのは「8 年」 _____とする。 4 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除 _____については、第 15 条第 3 項の規定にかかわら ず、平成 23 年特別法第 103 条第 1 項の規定により読 み替えられた<u>法第 14 条第 1 項</u> _____の規定によるものとする。	(災害援護資金の限度額等) 第 13 条 略 2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間は そのうち 3 年（<u>令第 7 条第 2 項 括弧書きの場合は、5</u> 年）とする。 (償還等) 第 15 条 略 2 略 3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予</u> _____については、<u>法第 13 条第 1 項、令第 8 条か</u> <u>ら第 11 条まで</u> _____の規 定によるものとする。 附 則 1 略 (経過措置) 2 略 3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及 び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号。以下 「平成 23 年特別法」という。）第 2 条第 1 項に規定 する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東 日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助 成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関 する政令（平成 23 年政令第 131 号。以下「平成 23 年特別令」という。）第 14 条第 1 項に定めるものに 対する災害援護資金の貸付けに係る第 13 条第 2 項<u>及</u> <u>び第 14 条</u>の適用については、第 13 条第 2 項中「10 年」とあるのは「13 年」と、「3 年」とあるのは「6 年」と、「5 年」とあるのは「8 年」と、<u>第 14 条中「年</u> <u>3 パーセント</u>」を「<u>年 1.5 パーセント（保証人を立て</u> <u>る場合にあっては無利子）</u>」とする。 4 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除<u>及び</u> <u>保証人</u>については、第 15 条第 3 項の規定にかかわら ず、平成 23 年特別法第 103 条第 1 項の規定により読 み替えられた<u>法第 13 条第 1 項及び平成 23 年特別令</u> <u>第 14 条第 7 項</u>の規定によるものとする。

さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例（平成 26 年さくら市条例第 24 号）（1/1）

改 正 案	現 行
(職員) 第 6 条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 <u>（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</u> (6)～(10) 4・5 略	(職員) 第 6 条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (6)～(10) 4・5 略

改 正 案	現 行
(設置) 第 1 条 _____ <u>_____地産地消の拠点の場を提供することで生</u> <u>産者及び消費者相互の交流の機会を創出し、食物及</u> <u>び農林業に対する理解及び関心を深めることによ</u> <u>り、農林業の振興及び地域の活性化を図るため、さ</u> <u>くら市氏家地区農産物直売所 (以下「直売所」とい</u> <u>う。)</u>を設置する。 (名称及び位置) 第 2 条 直売所 _____の名称及び位置は、次に掲げ とおりとする。 (1)・(2) 略 (職員) 第 3 条 市長は、直売所に必要な職員を置く。 (利用 _____の許可) 第 4 条 直売所を利用しようとする者は、あらかじめ 市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、前項の許可 (以下「利用許可」という。) をする場合において、直売所の管理上必要な条件を 付することができる。 3 前 2 項の規定は、利用許可に係る事項の変更に ついて準用する。 (利用 _____の制限) 第 5 条 市長は、前条第 1 項の規定による利用が次の 各号のいずれかに該当すると認める場合は、<u>利用許</u> <u>可をしない</u> _____。 (1)・(2) 略 (3) <u>直売所の施設等 (以下「施設等」という。)</u>を 損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、<u>市長が直売所の管</u> <u>理上支障があると認める</u>とき。	(設置) 第 1 条 <u>消費者との交流を通じて食と農への理解と関</u> <u>心を深め、地産地消の拠点の場を提供すること</u> _____ _____により り、農林業の<u>振興と</u> 地域の活性化を図るため、<u>農</u> <u>産物直売所</u> _____を設置する。 (名称及び位置) 第 2 条 <u>農産物直売所</u>の名称及び位置は、次の とおりとする。 (1)・(2) 略 (定義) 第 3 条 この条例において「占有利用」とは、商行為 の目的等で農産物又は加工物等の販売等を行うため に<u>さくら市氏家地区農産物直売所 (以下「直売所」</u> <u>という。)</u>を占有して利用することをいう。 (占有利用) 第 4 条 占有利用することができる者は、市長が認め た<u>農産物直売組合 (以下「組合」という。)</u>とする。 (占有利用の許可) 第 5 条 占有利用を希望する組合 _____は、あらかじめ 市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、前項の許可 _____ をする場合において、直売所の管理上必要な条件を 付することができる。 3 占有利用の許可期間は、2 年以内とする。ただし、 <u>特別な事由がない限り更新を妨げない。</u> (占有利用の制限) 第 6 条 市長は、 _____ 次の 各号のいずれかに該当すると認める場合は、<u>占有利</u> <u>用を許可しない</u> _____。 (1)・(2) 略 (3) <u>施設等</u> _____を 損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、 _____直売所の管 理上支障がある _____とき。

(2/5)

改 正 案	現 行
<u>な経費は、当該占有利用の利用許可を受けた利用組合（第 2 項の規定により準用する第 4 条第 2 項の規定により利用許可を受けた組合をいう。以下同じ。）が負担しなければならない。</u> 5 <u>市は、利用組合がこの条例又はこの条例に基づく規則に規定する義務を履行しなかったことにより生じる事故等については、一切の責任を負わない。</u> (使用料) 第 10 条 <u>利用者又は利用組合は、それぞれ次に掲げる額の使用料</u> を納付しなければならない。 (1) <u>利用者 毎月売上金額の 15 パーセント</u> (2) <u>利用組合 毎月売上金額の 1.5 パーセント</u> (使用料の不還付) 第 12 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。 (1) <u>直売所の管理上特に必要があるため、市長が利用許可</u> を取り消したとき。 (2) <u>利用者</u> の責めに帰することができない理由により、<u>施設等</u> を利用することができないとき。 (原状回復の義務) 第 13 条 <u>利用者は、当該利用</u> が終わったときは、速やかに当該<u>利用した施設等</u>を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。 2 <u>前項の規定の適用については、第 8 条に規定する利用</u> の停止又は<u>利用許可</u>の取消しの処分を受けたときもまた、同様とする。 3 <u>利用者が</u> 前 2 項に規定する義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、<u>当該利用者の負担</u>とする。	(使用料) 第 10 条 <u>利用組合</u> は、<u>直売所の使用料として毎月売上金額の 1.5 パーセント</u>を納付しなければならない。 (使用料の不還付) 第 12 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。 (1) <u>直売所の管理上特に必要があるため、市長が占有利用の許可</u>を取り消したとき。 (2) <u>利用組合</u> の責めに帰することができない理由により、<u>直売所の施設等</u>を利用することができないとき。 <u>(利用組合の負担すべき経費)</u> 第 13 条 <u>利用組合の利用に起因して生ずる光熱水費その他必要な経費は、利用組合が負担しなければならない。</u> (原状回復の義務) 第 14 条 <u>利用組合は、施設等の占有利用</u>が終わったときは、速やかに当該<u>施設等</u>を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。 2 <u>前項の規定</u> は、<u>第 9 条に規定する占有利用の停止又は許可</u>の取消しの処分を受けたときも、同様とする。 3 <u>利用組合が</u>前 2 項に規定する義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、<u>利用組合の負担</u>とする。

改 正 案	現 行
(損害賠償の義務) 第 14 条 <u>利用者又は直売所に入場した者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> <u>(指定管理者による管理)</u> 第 15 条 <u>直売所の管理は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定管理者 (同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。) に行わせることができる。</u> 2 <u>直売所の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者の指定の手続については、さくら市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 181 号) 及びさくら市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則 (平成 17 年さくら市規則第 158 号) の定めるところによる。</u> <u>(指定管理者が行う管理の基準)</u> 第 16 条 <u>指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に直売所の管理を行わなければならない。</u> <u>(指定管理者の業務)</u> 第 17 条 <u>直売所の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</u> (1) <u>直売所の利用及び当該利用の制限に関する業務</u> (2) <u>施設等の管理に関する業務</u> (3) <u>前 2 号に掲げるもののほか、市が必要と認める業務</u> 2 <u>第 3 条から第 5 条まで、第 7 条、第 8 条第 1 項、第 11 条から第 14 条までの規定は、指定管理者の指定をした場合について準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</u> <u>(利用料金)</u>	(損害賠償の義務) 第 15 条 <u>利用組合又は直売所入場者</u> は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 <u>(市の免責)</u> 第 16 条 <u>市は、この条例又はこれに基づく規則に定める利用組合の義務不履行による事故等について、一切の責任を負わない。</u>

さくら市氏家地区農産物直売所条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市氏家地区農産物直売所条例 (平成 19 年さくら市条例第 13 号)

(5/5)

改 正 案	現 行
第 18 条 指定管理者は、市が適当と認めるときは、<u>第 10 条の使用料の額の範囲内で利用料金を定め、これを自己の収入とすることができる。</u> 2 指定管理者は、<u>前項の利用料金を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ市の承認を受けなければならない。</u> 3 指定管理者は、<u>前項の承認を受けたときは、速やかに当該利用料金を公表しなければならない。</u>この場合において、<u>第 8 条第 1 項第 3 号及び第 10 条から第 12 条までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</u> (委任) 第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長が別に定める。</u>	(委任) 第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則で</u> _____ 定める。

さくら市水道事業給水条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市水道事業給水条例（平成 17 年さくら市条例第 167 号）（1/1）

改 正 案	現 行
（工事の施行） 第 8 条 略 2・3 略 4 給水装置の新設、改造、修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造を水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号。以下「令」という。）<u>第 6 条</u>に定める基準に適合させなければならない。 5 給水装置の新設、改造、修繕をする者及びその工事を施行する者は、<u>令第 6 条</u>に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。 （給水装置の基準違反に対する措置） 第 34 条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が<u>令第 6 条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することがある。 2 略	（工事の施行） 第 8 条 略 2・3 略 4 給水装置の新設、改造、修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造を水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号。以下「令」という。）<u>第 5 条</u>に定める基準に適合させなければならない。 5 給水装置の新設、改造、修繕をする者及びその工事を施行する者は、<u>令第 5 条</u>に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。 （給水装置の基準違反に対する措置） 第 34 条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が<u>水道法施行令第 5 条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することがある。 2 略

栃木県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○栃木県市町村総合事務組合規約 (平成 18 年栃木県指令市町村第 1212 号)

(1/1)

改 正 案		現 行	
別表第 2 (第 4 条関係)		別表第 2 (第 4 条関係)	
共同処理 する事務	共同処理する組織市町村等	共同処理 する事務	共同処理する組織市町村等
略	略	略	略
第 4 条第 4 号に掲げ る事務	足利市 栃木市 <u>日光市</u> 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩 原市 さくら市 那須烏山市 下野 市 上三川町 益子町 茂木町 市 貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩 谷町 高根沢町 那須町 那珂川町 那須地区広域行政組合 黒磯那須共 同火葬場組合 芳賀郡中部環境衛生 事務組合 石橋地区消防組合 芳賀 中部上水道企業団 芳賀地区広域行 政事務組合 南那須地区広域行政事 務組合 黒磯那須公設地方卸売市場 事務組合 <u>塩谷広域行政組合</u> 小山 <u>広域保健衛生組合</u> 宇都宮西中核工 業団地事務組合 栃木県後期高齢者 医療広域連合 那須地区消防組合	第 4 条第 4 号に掲げ る事務	足利市 栃木市 <u>日光市</u> 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩 原市 さくら市 那須烏山市 下野 市 上三川町 益子町 茂木町 市 貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩 谷町 高根沢町 那須町 那珂川町 那須地区広域行政組合 黒磯那須共 同火葬場組合 芳賀郡中部環境衛生 事務組合 石橋地区消防組合 芳賀 中部上水道企業団 芳賀地区広域行 政事務組合 南那須地区広域行政事 務組合 黒磯那須公設地方卸売市場 事務組合 <u>塩谷広域行政組合</u> 宇都宮西中核工 業団地事務組合 栃木県後期高齢者 医療広域連合 那須地区消防組合
第 4 条第 5 号に掲げ る事務	足利市 栃木市 <u>日光市</u> 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩 原市 さくら市 那須烏山市 下野 市 上三川町 益子町 茂木町 市 貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩 谷町 高根沢町 那須町 那珂川町	第 4 条第 5 号に掲げ る事務	足利市 栃木市 <u>日光市</u> 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩 原市 さくら市 那須烏山市 下野 市 上三川町 益子町 茂木町 市 貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩 谷町 高根沢町 那須町 那珂川町
略	略	略	略